

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年11月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2400199 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 2400042 号

第1 結論

請求者のA社における令和4年2月28日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和4年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年2月28日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳(写)及び令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿(写)並びに事業主の回答により、請求者は、A社から令和4年2月25日に250万円、同年2月28日に20万円の賞与の支払を受けていることが確認できるところ、同一月内に2回以上賞与が支払われた場合は、最後の賞与支払日にその月の賞与額を合算する取扱いとされていることから、請求者は、請求期間において、同社から270万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年2月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年6月10日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている

ことから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。